

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年5月8日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市こども・若者未来応援会議委員の任命について

処分理由

芦屋市こども・若者未来応援会議委員の人事異動に伴い、後任の委員を任命する必要が生じたもので、急施を要したため専決処分したものである。

専決第 10 号

芦屋市こども・若者未来応援会議委員の任命について

芦屋市こども・若者未来応援会議委員の人事異動に伴い、後任の委員を任命する必要が生じたため、芦屋市教育委員会委任規則第 5 条により、専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

芦屋市教育長 野 村 大 祐

1 任命する委員

氏 名 し めい	性別	出身団体等の名称及び役職	満年齢	通 算 在任期間
しおやま りえ 塩山 利枝	女	芦屋市教育委員会教育部参事 (学校教育担当部長)		0 年

2 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで

3 根 拠 法 令 地方青少年問題協議会法（昭和 2 8 年 7 月 2 5 日法律第 8 3 号）
第 1 条から第 3 条まで
芦屋市こども・若者未来応援会議条例（令和 7 年 3 月 2 4 日条例第 9 号）第 1 条から第 4 条まで
芦屋市青少年問題協議会条例（昭和 3 6 年 7 月 3 1 日条例第 2 0 号）第 1 条から第 3 条まで

芦屋市こども・若者未来応援会議名簿（芦屋市青少年問題協議会該当分）

令和7年4月1日（順不同）

＜参考＞

新										旧			
任期	令和5年9月1日～令和7年8月31日（任期2年）							任期	令和5年9月1日～令和7年8月31日（任期2年）				
区分	氏名	性別	満年齢 （※1）	出身団体等の 名称及び役職	通算期間	構成員の 変更	備 考	区分	氏名	性別	満年齢 （※1）	出身団体等の 名称及び役職	
学識経験者	やました こういち 山下 晃一	男		神戸大学大学院 教授	5年7月	無		学識経験者	やました こういち 山下 晃一	男		神戸大学大学院 教授	
学識経験者	あかぎ かずしげ 赤木 和重	男		神戸大学大学院 教授	1年7月	無		学識経験者	あかぎ かずしげ 赤木 和重	男		神戸大学大学院 教授	
関係団体代表	あだち ひろかず 足立 裕一	男		芦屋市自治会連合会 副会長	1年7月	無		関係団体代表	あだち ひろかず 足立 裕一	男		芦屋市自治会連合会 副会長	
関係団体代表	まつぎ 泰生	男		芦屋市保護司会 会長	1年7月	無		関係団体代表	まつぎ 泰生	男		芦屋市保護司会 会長	
関係団体代表	おおかわ 啓子	女		芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事	3年7月	無		関係団体代表	おおかわ 啓子	女		芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事	
関係団体代表	よしおら みゆき 芳村 美由紀	女		芦屋市 P T A 協議会 副会長	0年11月	有		関係団体代表	よしおら みゆき 美由紀	女		芦屋市 P T A 協議会 副会長	
関係団体代表	やまだ 佐知	女		芦屋市民生児童委員協議会 主任児童委員	6年1月	無		関係団体代表	やまだ 佐知	女		芦屋市民生児童委員協議会 主任児童委員	
関係団体代表	いりえ のりこ 入江 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会 会長	7年9月	無		関係団体代表	いりえ のりこ 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会 会長	
市民委員	ふじた かよ子 藤田 賀容子	女		市民公募	1年7月	無		市民委員	ふじた かよ子 賀容子	女		市民公募	
行政職員	やました のりこ 山下 恭範	男		芦屋警察署 生活安全課長	1年	有		行政職員	やました のりこ 恭範	男		芦屋警察署 生活安全課長	
行政職員	にしはた あつし 西端 充志	男		芦屋市立潮見中学校 校長	1年	有		行政職員	にしはた あつし 充志	男		芦屋市立潮見中学校 校長	
行政職員	しおやま りこ 塩山 利枝	女		芦屋市教育委員会教育部 参事（学校教育担当部長）	0年0月	有	人事異動のため	行政職員	やまもと 卓見 山本 卓見	男		芦屋市教育委員会教育部 参事（学校教育担当部長）	

※1 就任時点での満年齢になります。

地方青少年問題協議会法 一抜粋一

(設置)

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

芦屋市子ども・若者未来応援会議条例（抜粋）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び地方
青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、芦屋市こ
ども・若者未来応援会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1） 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事。
- （2） 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務に関する事。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・若者に係る施策の推進に関し必要
と認める事。

（組織）

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 就学前教育・保育施設関係者
- （3） 保護者団体関係者
- （4） 子育て支援団体関係者
- （5） 青少年関係団体関係者
- （6） 事業主団体関係者
- （7） 労働者団体関係者
- （8） 市民
- （9） 関係行政機関の職員
- （10） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間
とする。

2 委員は、再任されることができる。

（芦屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際、現に芦屋市青少年問題協議会の委員である者は、この条例
の施行の日に、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱又は任命されたも
のとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる委員の

任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年8月31日までとする。

芦屋市青少年問題協議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）青少年関係団体の代表者
- （3）市民
- （4）関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

